

養育期間標準報酬月額特例

- 申 出 書
 終 了 届 出 書

※申出者(届出者)が自ら署名する場合には、押印不要です。

下記のとおり申し出(届け出)ます。 山口県市町村職員共済組合 理事長 様		フリガナ			
平成 年 月 日		氏 名		印	
基礎年金番号		性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日
フリガナ		所属所番号		証番号	
住 所		都 道 府 県 市 ・ 区 郡			
フリガナ		養育する子の氏名		養育する子の性別	男・女
				養育する子の生年月日	平成 年 月 日

○3歳に満たない子を養育することとなった場合に記入してください。

当該子以外の3歳未満の子に係る養育特例の申出の有無		有 ・ 無	
養育することとなった年月日	平成 年 月 日	養育特例期間開始年月日	平成 年 月 日
養育することとなった事由 (該当する事由を○で囲んでください)	1 出生したため 2 養子縁組したため 3 同居を開始したため	養育の特例を開始する事由 (該当する事由を○で囲んでください)	1 出生したため 2 養子縁組したため 3 育児休業を終了したため 4 産前産後休業を終了したため 5 就職したため

○3歳に満たない子を養育しないこととなった場合に記入してください。

養育しないこととなった年月日	平成 年 月 日
該当する事由を○で囲んでください	1 当該子以外の子を養育することとなったため 2 当該子が死亡したため 3 育児休業を開始したため 4 産前産後休業を開始したため 5 その他 ()

上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。

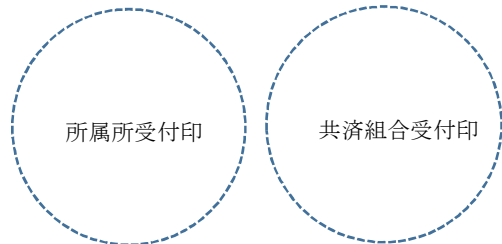
平成 年 月 日

所属機関の所在地

所属機関の所属機関名の証明

所属機関の長の職氏名

印



※ 以下の書類を添付してください。

- ・子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄(抄)本
- ※申出の対象となる子が以下の場合は、次に掲げる書類を提出してください。
 - ・特別養子縁組の監護期間にある子の場合 家庭裁判所が交付する事件係属証明書
 - ・養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合 児童相談所が交付する措置決定通知書
 - ・世帯全員の住民票

共済組合記入欄		【備考】	
従前標準報酬月額	平成 年 月 等級		
	月額		

(裏面)
記入にあたっての留意事項

養育特例の適用を受ける場合には申出書を、養育特例の適用が終了した場合には届出書を組合に提出してください。なお、特例措置が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた前月までの2年間のうちにあるものに限られますので、ご注意ください。

【養育することとなった年月日】欄

「出生したため」の場合は、出生日を記入してください。

「養子縁組したため」の場合は、養子縁組を行った日を記入してください。

「同居を開始したため」の場合は、同居を開始した日を記入してください。

【養育特例期間開始年月日】欄

「出生したため」の場合は、出生日を記入してください。

「養子縁組したため」の場合は、養子縁組を行った日を記入してください。

「育児休業を終了したため」の場合は、育児休業を終了した日の翌日を記入してください。

「産前産後休業を終了したため」の場合は、産前産後休業を終了した日の翌日を記入してください。

「就職したため」の場合は、就職した日を記入してください。

(ただし、当該子を出生した月の前月に組合員でない場合は、当該月前1年以内に組合員であった方に限ります。)

【養育しないこととなった年月日】欄

「当該子以外の子を養育することとなったため」の場合は、当該子以外の子を養育することとなった日を記入してください。

「当該子が死亡したため」の場合は、当該子が死亡した日を記入してください。

「育児休業を開始したため」の場合は、育児休業を開始した日を記入してください。

「産前産後休業を開始したため」の場合は、産前産後休業を開始した日を記入してください。

「その他」の場合は、状況に応じ当該子を養育しないこととなった日を記入してください。

※ 養育している子が3歳に達したとき、組合員が死亡したとき又は退職したとき及び被保険者が70歳に到達したときは、届出書の提出は不要です。

【添付書類】

養育特例の申出を行うときには、次の書類を添付してください。(コピー不可)

- ① 子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄(抄)本

※申出の対象となる子が以下の場合は、次に掲げる書類を提出してください。

- ・特別養子縁組の監護期間にある子の場合 家庭裁判所が交付する事件係属証明書
- ・養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合 児童相談所が交付する措置決定通知書

- ② 世帯全員の住民票

※ 提出日から遡って60日以内に発行されたものを提出してください。

※ 養育特例の要件に該当した日に同居が確認できるものを提出してください。

※ (例) 育児休業終了の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要になります。